

令和5年度税制改正～消費税～ 適格請求書等保存方式に係る見直し

令和5年度税制改正が行われました。

その改正内容のうち、適格請求書等保存方式に係る見直しの改正の概要についてお知らせいたします。

小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置

●小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置が講じられます。

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を行った場合、納税額を売上税額の2割に軽減する負担軽減措置が3年間講じられます。この負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出は必要なく申告時の選択適用となります。

(1) 適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置 適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割とすることができることとする。上記の措置は、課税期間の特例の適用を受ける課税期間及び令和5年10月1日前から課税事業者選択届出書の提出により引き続き事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる同日の属する課税期間については、適用しない。また、課税事業者選択届出書を提出したことにより令和5年10月1日の属する課税期間から事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる適格請求書発行事業者が、当該課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出したときは、当該課税期間からその課税事業者選択届出書は効力を失うこととする。

(2) 適用要件 適格請求書発行事業者が上記(1)の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとする。

(3) 簡易課税制度を選択する場合 上記(1)の適用を受けた適格請求書発行事業者が、当該適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を認めることとする。

<適用時期>この改正は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において適用されます。

一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置

●中小企業者を含めた一定規模以下の事業者の実務に配慮し、事務負担の軽減措置が講じられます。

基準期間（前々年・前々事業年度）における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者については、インボイス制度の施工（令和5年10月1日）から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を認める事務負担の軽減措置が講じられます。

<適用時期>この改正は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて適用されます。

少額な変換インボイスの交付義務の見直し

●売上げに係る対面の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務を免除されます。

インボイス制度への移行に伴い、インボイスの交付義務とともに、値引き等を行った際にも売手と買手の税率と税額の一致を図るために、値引き等の金額や消費税額等を記載した返品伝票といった書類（変換インボイス）の交付義務が課されることとなります。ただし、事業者の実務に配慮し事務負担を軽減する観点から、少額な値引き等（1万円未満）の場合には、変換インボイスの交付が免除されるように見直されます。

<適用時期>この改正は、令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等につき行う少額な値引き等について適用されます。

適格請求書発行事業者登録制度の見直し

●適格請求書等保存方式に係る登録手続きが緩和されます。

インボイス制度が開始される令和5年10月1日から適格請求書発行事業者登録制度の登録を受けるためには、原則、令和5年3月末までに申請書を提出しなければなりません。4月以降であっても申請書に「困難な事情」を記載することで、10月1日に登録したものとみなす経過措置が設けられています。

今回改正により、申請書に「困難な事情」の記載がなくとも4月以降の登録申請が可能となります。

適格請求書発行事業者登録制度について、次の見直しが行われます。

(1) 課税期間の初日から登録を受けようとする場合

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、当該課税期間の初日から起算して15日前の日までに登録申請書を提出しなければならないこととする。この場合において、当該課税期間の初日後に登録がされたときは、同日に登録を受けたものとみなす。

(2) 課税期間の翌課税期間の初日から登録を取り消そうとする場合

適格請求書発行事業者が登録の取消しを求める届出書を提出し、その提出があった課税期間の翌課税期間の初日から登録を取り消そうとする場合には、当該翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに届出書を提出しなければならないこととする。

(3) 経過措置により課税期間の途中（登録希望日）から登録を受けようとする場合

適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置の適用により、令和5年10月1日後に適格請求書発行事業者の登録を受けようとする免税事業者は、その登録申請書に、提出する日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載するものとする。この場合において、当該登録希望日後に登録がされたときは、当該登録希望日に登録を受けたものとみなす。

上記の改正の趣旨等を踏まえ、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者が、その申請期限後に提出する登録申請書に記載する困難な事情については、運用上、記載がなくとも改めて求めないものとする。

<適用時期>この改正は、(1)(2)については令和5年10月1日以後、(3)については令和5年4月1日以後に提出する適格請求書発行事業者登録制度の申請書について適用されます。